

# 国内法整備急ぐ

## 水俣条約の年内批准目指し

政府は「水銀に関する水俣条約」の年内批准を目指して、国内法整備を急ぐ。その中核となるのが「水銀に関する環境汚染防止法案」（環境、経産両省の共管）。両省は法案成立を待たずに「水俣条約対応技術的事項検討会」を設置して、政省令策定作業に着手した。5月中を目途に中間取りまとめを行い、今秋中の整備を目指す。また「廃棄物処理法」関連の政省令策定作業も今後検討を開始する。

## 廃掃法関連も検討開始へ

政省令の検討については通常、法案の成立後に開始するが、今回政府は法案の閣議決定も待たずに政省令の検討に乗り出した。条約発効後に本格スタートする各種ガイドライン等の整備に当たってリーダーシップをとり

たいわが国としては、条約発効（今年～来年早期を見込む）後に開く第1回締約国会合までに条約を批准しておく必要がある。そのため、年内中に条約批准に必要な政省令の整備を終え批准する必要があると判断した。

項検討会の検討課題は、①製造等禁止の適用除外の範囲（実現可能な代替製品のないもの）の範囲等）②製造等禁止の水銀含有基準・開始時期（深掘り、前倒し含む）③新法に基づき環境アセスメントが求められる新用途製品の定義（既存用

途製品の網羅的洗い出し）とその評価方法④廃棄時の適正分別・回収に資する水銀使用製品のリスト化⑤情報提供の方法（情報提供方法に関するガイドライン／ガイダンス）⑥試料調査の方法（対象製品の選定方法、調査項目等）⑦水銀等の暫定的保管に係る技術指針等の内容とその報告方法⑧水銀含有再生資源の対象範囲（水銀含有基準等）とその管理に係る技術指針の内容およびその管理状況の報告内容など。

このうち①②③⑦⑧については、5月中に案を固める。すでに関連事業者からのヒアリングを終了、これから案の取りまとめに入る。その決定後、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議に諮った上で意見募集し、8月中にもまとめ。残りの課題も来春を目途にまとめる方針だ。なお、同法に基づいて策定される「実施計画」は別に両審議会の合同会議で検討する。

同様に、環境省は廃棄物処理法の政省令等の整備も新法の作業と並行して進める。具体的には、廃金属水銀に関して、特定管理産業廃棄物として規制対象に追加し、条約上の義務を担保する。このほか中央環境循環社会部会の答申では、「水銀汚染物」について水銀含有産業廃棄物に指定して適正処理を担保する方針を明示。「水銀添加廃製品」については、▽水銀含有産業廃棄物に指定し適正処理を担保する▽飛散や破損防止対策措置等の徹底を図る▽市町村等による分別回収の拡大・促進▽関係機関の協力を得た回収方法の構築（家庭・医療機関等の回収品対策など）——などの対策措置をまとめており、別途検討を進める考えた。併せて「国も関与した保管・中間処理・処分までの全体の処理体制や長期監視の仕組み」の検討も進める。

このほか、非鉄精錬、セメント製造施設、廃棄物焼却施設など規制対象5施設に義務付けられる大気中への排出規制についても、条約発効2年後などできるだけ早い段階の規制開始を目指して、排出実態や技術調査等の調査・検討等を進めるとしている。